公告

諸事項

鉱業財団

大分県津久見市合ノ元町６番７号**株式会社戸高鉱業社**の鉱業財団に大分県津久見市合ノ元町６番７号大分県採掘権登録第522号、大分県採掘権登録第523号、大分県採掘権登録第534号、大分県採掘権登録第535号、大分県採掘権登録第546号、大分県採掘権登録第905号の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年３月 26 日

大分地方法務局臼杵支局

大分県津久見市合ノ元町６番７号**株式会社戸高鉱業社**の鉱業財団に大分県津久見市合ノ元町６番７号大分県採掘権登録第829号、大分県採掘権登録第671号の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年３月 26 日

大分地方法務局臼杵支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年３月26日から１か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年３月 26 日

青森地方法務局長　高橋　　洋

記

氏名　髙村　幸四
所属する司法書士会　青森県司法書士会
登録番号　青森第212号
事務所の所在地　青森県八戸市大字田向字冷水２番地１
違反行為　使用済印紙の再使用

被害回復給付金裁定表記載公告

平成 22 年３月 26 日

富山地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　富山地方検察庁　平成20年第１号
２　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成22年３月26日
３　この公告に関する問い合わせ先
〒939―8510　富山市西田地方町２―９―16　富山地方検察庁被害回復事務担当
電話　076―421―4106（代表）

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。
○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成 22 年３月 26 日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所
広島県山県郡北広島町大塚字木屋ケ谷87番52 山林　1,282㎡	長田　一三 広島県山縣郡大朝町大字大塚348
広島県神石郡神石高原町安田字野呂谷789番 畑　247㎡	内田　サキ 広島県御調郡吉和村
島根県出雲市大社町杵築南字鹿城山1353番１ 畑　250㎡	板垣要太郎 島根県松江市南田町156
鳥取県東伯郡琴浦町大字篦津字勝負谷1102番36 公衆用道路 251㎡	石田　徳藏 鳥取県東伯郡下中山村大字田中111―１ 池信　岩吉 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕1942 福本　富藏 鳥取県東伯郡成美村大字出上221 住壽永 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕1850―５

注）貸付地等個別に相手方に了知させたい事項がある場合には、備考欄を追加し、その内容を記載すること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月 26 日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成22年３月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社愛協　山下　一雄　愛知県名古屋市北区落合町168番地　国土交通大臣許可（般―20）第20328号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年２月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月 26 日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成22年３月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シーイー・クリエート　菰田　信幸　愛知県名古屋市中村区畑江通２―15　国土交通大臣許可（特―19）第22276号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（しゆんせつ工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年２月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第９０７７号
長崎市万才町９番33号
申立人　検察官　井上　昭宏
本籍佐賀県伊万里市伊万里町乙93番地、最後の住所長崎市住吉町10番９号ウォーカーアパート、死亡の場所最後の住所に同じ、死亡年月日平成21年７月10日、出生の場所長崎県東彼杵郡大村町460番地、出生年月日大正８年９月10日、職業無職
被相続人　亡　藤澤　タヱ
長崎市麹屋町５番１号泉屋第２ビル305号
相続財産管理人　司法書士　吉田　修司

長崎家庭裁判所